

会員各位

一般社団法人 日本宅配水協会&サーバー協会  
製品水委員会 品質規格部会

### PET ボトルの識別表示について

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

量販店やコンビニエンスストア等で販売されている PET ボトル飲料等の容器と同じく、ウォーターサーバー用 PET 容器も識別表示（リサイクルマーク表示）が義務化されています。

別紙、経済産業省発行の『令和2年4月1日から「資源有効利用促進法」の省令一部改正に伴い「識別表示」のルールが変わります』をご確認頂き、省令（施行規則）に則した対応をお願い致します。

自社製品のご確認 及び、必要に応じてのご対応、宜しくお願い致します。

プラスチックごみによる地球環境問題への取り組み、限られた資源の循環活用の取組みとしてご理解いただきますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 【 記 】

#### 識別表示とは？

消費者がごみを排出する際の分別を容易にし、市町村の分別収集を促進するため、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づき、容器・包装に識別マークを表示する義務があります。



飲料・酒類・特定調味料等の PET ボトル識別マーク

#### 識別表示義務対象者（PET ボトル）

- ・製造事業者      ・輸入販売事業者
- ・PET ボトルに飲料・酒類・特定調味料等を充填する事業者

以上

製品水委員会 品質規格部会では、宅配水業界の健全なる発展を目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association

# 識別表示について詳しく知りたい場合には...

経済産業省ホームページ「識別表示の義務」  
<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/mahy/data/mark/index.html>

経済産業省 識別表示の義務 検索

問い合わせ先	
<b>経産省</b>	<b>厚生労働省</b>
北海道経済産業局 TEL: 011-709-1754(直線)	総務課 TEL: 03-5253-1111(代)
東北経済産業局 TEL: 022-231-4930(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 011-230-2000(代)
関東経済産業局 TEL: 048-680-0291(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 022-263-1111(代)
中部経済産業局 TEL: 052-971-2746(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 045-600-0600(代)
近畿経済産業局 TEL: 06-6366-6018(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 076-263-2161(代)
中国経済産業局 TEL: 082-2284-5676(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 022-201-7271(代)
四国経済産業局 TEL: 087-811-8532(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 075-451-9161(代)
九州経済産業局 TEL: 092-452-5472(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 086-224-4511(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 098-866-1757(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 095-211-9111(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 09-3501-4976(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 095-866-0031(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3581-3351(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3502-8111(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-5581-4111(代)	
<b>課</b>	<b>課</b>
労働政策課 TEL: 011-231-5011(代)	労働政策課 TEL: 09-3501-6191 FAX: 03-3501-0203
労働政策課 TEL: 022-263-1111(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3264-3903 FAX: 03-3261-9176
労働政策課 TEL: 048-680-0291(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3248-4853 FAX: 03-5550-2101
労働政策課 TEL: 052-971-2746(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-5550-9431 FAX: 03-5550-9435
労働政策課 TEL: 06-6366-6018(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-6228-7766 FAX: 03-6228-7769
労働政策課 TEL: 082-2284-5676(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3662-7591 FAX: 03-5623-2885
労働政策課 TEL: 087-811-8532(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-6260-9260 FAX: 03-6260-9306
労働政策課 TEL: 092-452-5472(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-6462-7664 FAX: 03-6462-7669
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 098-866-1757(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3501-4161(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 09-3501-4976(代)	
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3581-3351(代)	
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-5581-4111(代)	

問い合わせ先	
<b>経産省</b>	<b>厚生労働省</b>
北海道経済産業局 TEL: 011-709-1754(直線)	総務課 TEL: 03-5253-1111(代)
東北経済産業局 TEL: 022-231-4930(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 011-230-2000(代)
関東経済産業局 TEL: 048-680-0291(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 022-263-1111(代)
中部経済産業局 TEL: 052-971-2746(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 045-600-0600(代)
近畿経済産業局 TEL: 06-6366-6018(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 076-263-2161(代)
中国経済産業局 TEL: 082-2284-5676(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 022-201-7271(代)
四国経済産業局 TEL: 087-811-8532(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 075-451-9161(代)
九州経済産業局 TEL: 092-452-5472(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 086-224-4511(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 098-866-1757(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 095-211-9111(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 09-3501-4976(直線)	労働政策課 労働政策課長 TEL: 095-866-0031(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3581-3351(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3502-8111(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-5581-4111(代)	
<b>課</b>	<b>課</b>
労働政策課 TEL: 011-231-5011(代)	労働政策課 TEL: 09-3501-6191 FAX: 03-3501-0203
労働政策課 TEL: 022-263-1111(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3264-3903 FAX: 03-3261-9176
労働政策課 TEL: 048-680-0291(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3248-4853 FAX: 03-5550-2101
労働政策課 TEL: 052-971-2746(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-5550-9431 FAX: 03-5550-9435
労働政策課 TEL: 06-6366-6018(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-6228-7766 FAX: 03-6228-7769
労働政策課 TEL: 082-2284-5676(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3662-7591 FAX: 03-5623-2885
労働政策課 TEL: 087-811-8532(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-6260-9260 FAX: 03-6260-9306
労働政策課 TEL: 092-452-5472(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-6462-7664 FAX: 03-6462-7669
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 098-866-1757(代)	労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3501-4161(代)
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 09-3501-4976(代)	
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-3581-3351(代)	
労働政策課長 労働政策課長 TEL: 03-5581-4111(代)	

経済産業省  
 Ministry of Economy, Trade and Industry

事業者の皆様  
 消費者、自治体の皆様

# 令和2年4月1日から 「資源有効利用促進法」 の省令一部改正に伴い 「識別表示」の ルールが変わります

## 識別表示とは？

消費者がごみを排出する際の分別を容易にし、市町村の分別収集を促進するため、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づき、次の5種類の容器・包装に識別マークを表示する義務があります。

このうち

- 飲料・酒類用のスチール缶
- 飲料・酒類用のアルミ缶
- 飲料・酒類・特定調味料用のPETボトル
- プラスチック製容器包装
- 紙製容器包装

の3種類のマークが今回の省令一部改正の対象です

- 識別表示義務対象者(スチール缶、アルミ缶、PETボトル)
- 製造事業者
  - 輸入販売事業者

経済産業省  
 Ministry of Economy, Trade and Industry

# 1

スチール缶、アルミ缶、PETボトルの識別マークのサイズが  
プラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能になりました

## (1) 省令改正の趣旨

近年、法令等で義務付けられている容器包装または当該容器包装に付されるラベル等への記載事項が  
増加しており、今後その傾向が益々強くなるものと想定されます。一方で消費者ニーズの変化により飲料容器の  
小型化が進み、表示可能なスペースが縮小傾向にあることなど、これら識別表示を取り巻く状況変化を  
踏まえ、スチール缶、アルミ缶、PETボトルにおける識別マークのサイズを見直すこととしました。

※ただし、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の識別表示サイズは変更ありません。

## (2) 省令改正内容

※省令改正の趣旨は、識別マークのサイズを縮小することにより、消費者が容易に判別できるようにすることです。

※省令改正の趣旨は、識別マークのサイズを縮小することにより、消費者が容易に判別できるようにすることです。

### 改正前

飲料・酒類用スチール缶

- 胴の外径が60mm未満  
R：Fの外径(17mm以上)  
a：Fの内径(10mm以内)  
W：胴の幅(1mm以上)  
文字の大きさ：16ポイント以上
- 胴の外径が60mm以上  
R：Fの外径(20mm以上)  
a：Fの内径(12mm以内)  
W：胴の幅(1mm以上)  
文字の大きさ：16ポイント以上

飲料・酒類用アルミ缶

- 胴の外径が60mm未満  
a：一辺の長さ(17mm以上)  
b：一辺の内径(10mm以内)  
W：胴の幅(1mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)  
文字の大きさ：16ポイント以上
- 胴の外径が60mm以上  
a：一辺の長さ(20mm以上)  
b：一辺の内径(12mm以内)  
W：胴の幅(1mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)  
文字の大きさ：16ポイント以上

飲料・酒類・特定調味料用PETボトル

- 1. 容器への刻印  
a：一辺の長さ(9mm以上)  
b：一辺の内径(6.3mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)  
W：胴の幅(1mm以上)  
文字の大きさ：5ポイント以上
- 2. 容器への印刷またはラベルによる表示  
[150μm以上]  
a：一辺の長さ(15mm以上)  
b：一辺の内径(10.2mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)  
W：胴の幅(1.4mm以上) ②：1つの角の大きさ(60°)  
文字の大きさ：13ポイント以上

- [14μm以上]
- a：一辺の長さ(21mm以上)
  - b：一辺の内径(16mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)
  - W：胴の幅(2.1mm以上)
  - 文字の大きさ：13ポイント以上
- [4μm以上]
- a：一辺の長さ(15mm以上)
  - b：一辺の内径(10.2mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)
  - W：胴の幅(1.4mm以上) ②：1つの角の大きさ(60°)
  - 文字の大きさ：9ポイント以上

### 改正後(令和2年4月1日～)

- 胴の外径の大きさを問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能  
a：一辺の長さ(6mm以上)  
b：一辺の内径(4.5mm以内)  
W：胴の幅(0.5mm以上)  
文字の大きさ：5ポイント以上

- 胴の外径の大きさを問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能  
a：一辺の長さ(6mm以上)  
b：一辺の内径(4.5mm以内)  
W：胴の幅(0.5mm以上)  
文字の大きさ：5ポイント以上

- PETボトルの内容容積を問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能  
■ 容器への刻印サイズは変更なし
- 1. 容器への刻印  
変更なし
- 2. 容器への印刷またはラベルによる表示  
[150μm以上]  
a：一辺の長さ(15mm以上)  
b：一辺の内径(10.2mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)  
W：胴の幅(1.4mm以上) ②：1つの角の大きさ(60°)  
文字の大きさ：13ポイント以上

- [14μm以上]
- a：一辺の長さ(21mm以上)
  - b：一辺の内径(16mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)
  - W：胴の幅(2.1mm以上)
  - 文字の大きさ：13ポイント以上
- [4μm以上]
- a：一辺の長さ(15mm以上)
  - b：一辺の内径(10.2mm以上) ①：1つの角の大きさ(60°)
  - W：胴の幅(1.4mm以上) ②：1つの角の大きさ(60°)
  - 文字の大きさ：9ポイント以上

# 2

PETボトルについては、  
外装単位の販売に限り、外装に表示するときは、  
個別容器への表示を省略することが可能になりました

## (1) 省令改正の趣旨

廃棄物の削減をより効果的に促進する観点、加えて識別マークを表示したタックシール等を消費者が  
はがし分別する手間を省くことにも不利益除去に寄与する観点から、より一層のリデュース・リサイクルを  
促進するため、今後その傾向が益々強くなるものと想定されます。一方で消費者ニーズの変化により飲料容器の  
小型化が進み、表示可能なスペースが縮小傾向にあることなど、これら識別表示を取り巻く状況変化を  
踏まえ、スチール缶、アルミ缶、PETボトルにおける識別マークのサイズを見直すこととしました。

※ただし、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の識別表示サイズは変更ありません。

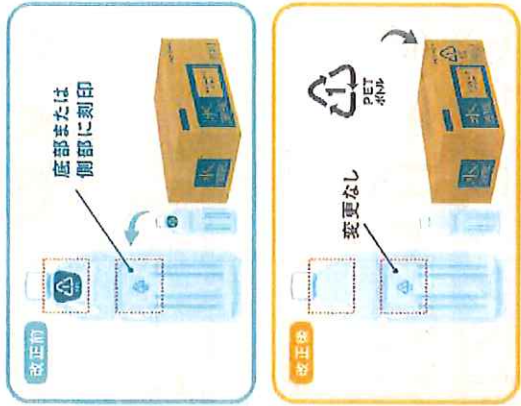
## (2) 省令改正内容

### 改正前

- 飲料・酒類・特定調味料が五ヶんされた個別のPETボトル設置に次の2点の識別マークによる表示が必要  
● 容器の底部または側部に一ヶ所以上刻印  
● 容器の側部に一ヶ所以上印刷またはラベルによる表示

### 改正後(令和2年4月1日～)

- 下記条件を満たす場合は、個別のPETボトル容器への印刷またはラベルによる識別マークの表示を省略可能(通称販売等を指定)  
● 個別容器の底部または側部に一ヶ所以上刻印  
● 全ての流通段階において外装(段ボール、紙等またはこれら以外の外装)のある販売単位により最終消費者に提供されるものである(バラ売りのものは対象ではない)  
● 外装に識別マークの刻印、印刷またはラベルによる表示があり、役割等(例えば、ラベル)が確認されている  
■ 個別容器への表示を省略する場合、外装には右記の必要に応じて識別マークを表示することが必要



構造(外装)の変更

※個別容器への印刷の厚さは0.1μm  
※本規格に記述のない記述は必須

- a：一辺の長さ(21mm以上)
- b：一辺の内径(16mm以内) ①：1つの角の大きさ(60°)
- W：胴の幅(2.1mm以上)
- 文字の大きさ：13ポイント以上

※個別容器への印刷の厚さは0.1μm  
※本規格に記述のない記述は必須

- a：一辺の長さ(15mm以上)
- b：一辺の内径(10.2mm以内) ①：1つの角の大きさ(60°)
- W：胴の幅(1.4mm以上) ②：1つの角の大きさ(60°)
- 文字の大きさ：9ポイント以上

## 識別表示の改正に係るQ&A

Q1 PETボトルに付随するプラスチック製のキャップの識別マーク(パラマーク)はこれまでに通り必要ですか？

A プラマーク、紙マークについては今回の省令改正での変更はありませんので、従来どおり表示が必要です。詳しい表示方法については、経済産業省ホームページ(関連紙参照)でご確認ください。

Q2 改正前のサイズの識別マークを表示した容器包装は、使ってはいけませんか？

A 今回の改正はより小さなサイズまで縮小可能とするものであり、改正前の従来のサイズで表示している容器包装もこれまで通り活用いただけます。